# 高岡市民病院循環器内科医療機器立会いアドバイザー業務委託に係る
# 公募型プロポーザル実施要領

## １　募集要項の定義

「高岡市民病院循環器内科医療機器立会いアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル要項」（以下、「本要項」という。）は、高岡市民病院（以下、「本院」という。）における循環器内科症例に係る立会い業務を受託する事業者を公募により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

## ２ 委託業務の概要

（１）名称

高岡市民病院循環器内科医療機器立会いアドバイザー業務委託（循環器）

（２）業務内容

循環器内科の症例に立ち会い、納入もしくは賃借にて本院職員が使用する医療機器が、適正かつ安全に使用されるための指導、助言、教育を行う。併せて、各症例に必要な医療機器を医師の指示に基づき取り揃える。

（３）委託期間

令和２年４月１日から令和５年３月 31 日（３年間）

## ３　参加資格

参加者は、本募集に係る参加表明書の提出日（以下、「提出日」という。）において、 次に掲げる条件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者に該当しないこと。

（２）高岡市契約に関する規則（平成 17 年高岡市規則第 35 号。以下「規則」という。）第 27 条第１項の競争入札参加者名簿に登録され、かつ、高岡市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（３）その他高岡市物品購入等競争入札参加資格者選定要綱第２条の２に掲げる各号に該当する者でないこと。

（４）対象となる内容を行うために必要な、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 23 条の２に掲げる資格を有し、同法第 39 条により富山県からの許可を受けていること。また、業務の履行上必要となる場合において、その他各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。

（５）令和元年 12 月末日までに、当院に対し、医療機器、医療用備品もしくは診療材料のいずれかについて、継続的な納入実績があること。

（６）医療機器（診療材料）の納入に係る部分については、別紙納入条件を遵守すること

が可能であること。

４　手続き等

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書兼誓約書（以下、参加表明書という。）、見積書及び提案資料（以下「提案資料」という。）を提出すること。

（１）参加表明書（様式１）の提出

①　提出先　　高岡市宝町４番１号　高岡市民病院総務課

②　提出期限　令和２年１月 22 日(水)　17 時まで

③　提出部数　１部

④　提出方法　押印書類とし、メールでの送付は認めない。

⑤　添付書類　前項（４）にかかる必要な資格を証明する書類の写

（２）質問書の提出及び回答

・参加者名、担当者氏名、質問事項を記入のうえ、令和２年１月 28 日(火)までに、文書にて提出すること。書式、提出方法は不問とする。

・回答は、既に表明書を提出している者全員に対し、文書にて回答する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなす。

（３）提案資料、材料単価見積書及び委託費用見積書の提出

①　提出先　　高岡市宝町４番１号　高岡市民病院総務課

②　提出期限　令和２年２月 11 日(火)　正午まで

③　提出内容　・提案資料及び材料単価見積書　各８部

・見積書　　正本１部　副本７部

なお、材料単価見積書については、指定する方法でのデータ提出も行うこと。

④　提案資料の形式

・会社名を明示すること。

・用紙の大きさはＡ４版とする。また、必要に応じ、Ａ３版の用紙をＡ４版サイズに折り込むことも可とする。

・参加者による資料は、実際の使用者など装置について専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

⑤　提案資料の内容

・その他、本院循環器内科分野において、業務を通じた本院の経費削減に繋がる提案があれば記載すること。

・その他、材料の供給やアフターフォロー、緊急対応体制等について、本院の診療及び経営に資するアピールポイントがあれば、適宜記載を行うこと。

⑥　材料単価見積書の内容

・データ提出の場合には、加工せず、提供された様式・形式にて提供すること。
・見積もり金額は消費税を含めない金額を記載すること。
・各材料の見積金額は、見積書様式に予め記載する「各診療材料の年間基準使用数」を利用して算出すること。
・なお、上記の基準使用数は、過去実績等から算出した見積用基準値であって、実際の発注数は変動するので留意すること。
・また、委託期間中において、新たな使用材料が発生した場合には、類似品、同等品の納入単価及び掛率を鑑み、双方協議のうえ納入価を定めることとするので、これを了承すること。

⑦　見積書の形式

・形式は不問とするが、会社名、代表者氏名を記入し、正本は代表社印を押印したものとすること。副本は、押印したものの写しとして差し支えない。

（４）提出後の取り扱い

・提出期間終了後は、記載内容の変更は原則認めない。
・提出された書類はいずれも返却しない。
・提出された書類は、選考に必要とする範囲において、本院にて複製を作成し、院内で使用することがある。
・提出された書類及びデータは、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
・提出された書類は、高岡市情報公開条例（平成 17 年高岡市条例第 25 号）に基づく情報公開請求により公開する場合がある。
・提案者から提供された従業員などの個人情報は本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
・上記に示す個人情報の取り扱いは、高岡市個人情報保護条例（平成 17 年高岡市条例第 26 号）に従う。

５　審査の方法

（１）審査基準

本院が設置する「高岡市民病院循環器内科医療機器立会いアドバイザー業務事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、選定委員会で提案内容、見積金額及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀社１社を特定する。また、その他の企業については審査結果により優先順位を決定し、最優秀社との契約が締結されない場合等については、当該審査順位の順に交渉を行う。

（２）審査方法

①　審査

プレゼンテーションの実施後、その内容を踏まえ、選定委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

② プレゼンテーション

開催日時　令和年 2 月 21 日(金)　13 時 30 分より

・プレゼンテーションについては、１社につき 10 分以内とし、提案内容について、端的な説明を求める。その後、15 分以内で質疑応答を行うものとする。

・プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書を提出した順とする。

・プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、すべて提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーンの使用については本院で用意するものとし、使用する場合には提案資料の提出期限までに、本院へ使用の通知を行うこととする。

・プレゼンテーションの実施時間、開錠等の詳細については、後日文書にて通知する。

・プレゼンテーションは、複数人での実施を認める。

６　審査の基準

（１）評価項目について

循環器内科系診療材料の経費削減にかかる事業者選定に係る評価項目一覧表（以下「評価項目一覧表」という。）に基づき、各評価項目について採点し、その合計を評価点とする。最高点は、100 点とする。

＜評価項目一覧表＞

| 評価項目 | | 評価事項 |
|---|---|---|
| 審査 | 実績 | 本院及び他の総合病院等での実績<br>立会いを実施する職員の知識・資格等 |
| | 価格 | 立会い料の金額<br>材料納入単価の掛率、金額及び同単価の妥当性 |
| | 対応 | 【納入後対応】<br>納入材料のアフターフォロー体制<br>機器保守に対する体制 |
| | | 【緊急時対応】<br>緊急診療の際のフォロー体制 |
| | | 【企業姿勢】<br>プレゼンテーションの分かりやすさ<br>資料内容、積極性等 |

（２）企画提案者の失格について

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

①　資格のない者が提案書等を提出した場合。

②　提案資料等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

③　提案資料等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

④　提案資料等に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合。

⑤　提案資料等に虚偽の内容が記載されている場合。

⑥　本件プロポーザルの広告以後に、選定委員会委員及び本院内科、放射線科、ME 室に配属される職員、その他 SPD 受託事業者を含めた本院関係者と、当該業務に関して接触を求めた者がいる場合。

⑦　見積書の価格が、当院の設定する予定価格を超過している場合。

⑧　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続きの申し立てその他類似の手続きの申し立てがなされた場合。

⑨　本件プロポーザルにあたり本院が提供する使用材料等の内容を第三者に漏洩した場合。また自身の企業活動にかかる情報として転用した場合。

７　審査結果の通知

審査結果は、令和２年２月 28 日（金）までの間に発送する普通郵便により通知する。

結果は最終的な採択の当落のみとし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公開しない。また、結果に対する異議は受け入れない。

８　内定者との協議

最優秀者として特定された者と、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、本院は必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、内定者は、この求めに対しては協議に応じなければならない。

なお、協議が不調のときは、順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

材料の納入に係るそれぞれの納入単価等については、令和２年度の本院物品供給管理業務委託業務の受託者との間で調整に入る。ただし、本プロポーザルにおける材料単価見積書（様式２）に掲載のあったものは、本プロポーザルにて提示された価格・掛率を基準とし、それを超過しない範囲で再調整を行うこと。

９　事務局

〒933-8550　高岡市宝町４番１号

高岡市民病院　総務課　　管財用度係

電話番号　0766-23-0204（代）

メールアドレス　hospitaljim@med-takaoka.jp

10　その他

（１）応募しようとする者は、本要項などを熟読し、それらを遵守すること。

（２）応募しようとする者は、本要項などの内容及び決定内容について、不明または錯誤等

を理由に異議を申し立てることはできない。

（３）本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（４）本募集への参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

（５）当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容や仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するものであり、業者の特定をもって、提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また当該業務を委託する相手方を決定するものではない。